

鳥羽商船高等専門学校		開講年度	令和03年度 (2021年度)	授業科目	海事教育システム学		
科目基礎情報							
科目番号	0115		科目区分	専門 / 選択			
授業形態	講義		単位の種別と単位数	学修単位: 2			
開設学科	海事システム学専攻		対象学年	専2			
開設期	前期		週時間数	前期:2			
教科書/教材	テキスト配布						
担当教員	片岡 高志						
到達目標							
本科で学んだ海事法令について深く学習し、柔軟な法解釈ができる。							
ルーブリック							
	理想的な到達レベルの目安		標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安		
評価項目1	海事教育に関するテーマを適切に設定し、成果を適切に発表することができる		海事教育に関するテーマを設定し、成果を発表することができる		海事教育に関するテーマを設定できず、成果を発表することができない		
評価項目2							
評価項目3							
学科の到達目標項目との関係							
教育方法等							
概要	【海事 平成28年度は開講しない】 海事に関する国際公法、条約等について学習する 海事教育制度に関するテーマについて研究し、成果を発表する						
授業の進め方・方法	講義はゼミ方式とし、適宜レポート等を課す。						
注意点							
授業の属性・履修上の区分							
<input type="checkbox"/> アクティブラーニング		<input type="checkbox"/> ICT 利用		<input type="checkbox"/> 遠隔授業対応		<input type="checkbox"/> 実務経験のある教員による授業	
授業計画							
		週	授業内容	週ごとの到達目標			
前期	1stQ	1週	海事教育機関	海事教育機関を整理・分類し、その史の変遷について説明できる			
		2週	海技士制度（船舶免許制度）	船舶の免許制度の変遷を説明できる			
		3週	海技士国家試験	海技士国家試験の概要を説明できる			
		4週	国際海事機関（IMO）の組織・構成	IMOの組織・構成、常設委員会の概要及びIMOで作成された主な国際条約の概要を説明できる			
		5週	海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS）	SOLAS条約の制定背景、改正経緯及び構成について説明できる			
		6週	船舶による汚染の防止のための国際条約（MARPOL）	MARPOL条約の制定背景、改正経緯及び構成について説明できる			
		7週	海洋法に関する国際連合条約（MARPOL）	UNCLOS条約の制定背景、改正経緯及び構成について説明できる			
		8週	船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW）-1	STCW条約の制定背景について説明できる			
	2ndQ	9週	船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW）-2	STCW条約の改正経緯及び構成について説明できる			
		10週	STCW-1（決議）	決議事項の概要を説明できる			
		11週	STCW-2（資格要件）	甲板部職員及び機関部職員の資格要件（附属書）を説明できる			
		12週	STCW-3（強制基準の概要）	強制基準（Code A）の概要を説明できる			
		13週	STCW-4（勧告指針の概要）	勧告指針（Code B）の概要を説明できる			
		14週	STCW-5（当直基準、能力基準）	航海当直及び機関当直の遵守事項、甲板部職員及び機関部職員の能力基準の詳細について説明できる			
		15週	課題発表会				
		16週					
モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標							
分類	分野	学習内容	学習内容の到達目標	到達レベル	授業週		
評価割合							
	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計
総合評価割合	0	50	0	0	50	0	100
基礎的能力	0	15	0	0	15	0	30
専門的能力	0	35	0	0	35	0	70
分野横断的能力	0	0	0	0	0	0	0